

調査結果報告書

三田市行政監察員 弁護士 佐藤 祥徳 印

通報受理日	令和5年6月15日	
通報の形態	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FAX	(時 分～ 時 分)
通報者	<input type="checkbox"/> 実名(※) <input checked="" type="checkbox"/> 匿名	所属部署
通報内容	<p>市職員が兼業（アロマオイルの販売等）に従事している。</p> <p>通報者が得ている情報では、当該職員は令和5年6月11日（日）に大阪府枚方市内の店舗でスタッフとして販売業務にたずさわっていた。</p>	
調査経過	<p>令和5年6月15日 公益目的通報書をFAXで受信</p> <p>同年6月16日～同年7月16日 「相当な根拠」（貴市公益目的通報者保護条例第4条第2項、同施行規則第5条の2）の有無を確認するため、通報者に対し、メールで具体的な事実関係を聴取</p> <p>同年7月21日 調査開始相当と判断し、公益目的通報受理報告書を提出</p> <p>同年8月3日～同年9月15日 関係資料の収集、ヒアリングの実施</p>	
調査結果	<p>1 事実認定</p> <p>貴市職員である被通報者は、令和5年6月11日（日）の12時30分から16時まで、大阪府内のレンタルスペースにおいて、友人1名とともにエッセンシャルオイルを用いた美容・健康関連のイベント（以下「本件イベント」という。）を開催した。なお、同日は、被通報者の貴市における勤務日ではなかった。</p> <p>当該イベントは、参加費用が一人当たり500円であり、3名限定で一人3,000円の料金でエッセンシャルオイルを用いた施術を行うというものであった。</p> <p>また、当該レンタルスペースは、ホームページでの案内によれば、使用料金が1時間当たり1,100円で、最大利用人数は6名?8名となっている。</p> <p>2 判断</p> <p>(1) 本件イベント当日は被通報者の勤務日ではなかったことから、被通報者が本件イベントを開催ないし関与したことは、職務専念義務違反（地方公務員法35条）に反するものではない。</p>	

	<p>一方、本件イベントでは参加者から費用を徴収していることから、被通報者に関しては、一般職かつ常勤の地方公務員は「報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」とする地方公務員法 38 条 1 項、及び、当該事業等に従事しようとするときは、あらかじめ任命権者に「営利企業等従事許可申請書」を提出し、その許可を受けなければならないとする貴市職員服務規程 11 条 1 項に違反するか否かが問題となる。</p> <p>そこで、以下では、本件イベントの開催及び運営が、報酬を得て事業又は事務に従事するものといえるか否かを検討する。</p> <p>(2) 本件イベントとの関わりについて、被通報者の説明によれば、友人が主宰するサークル活動を手伝うため、無償のボランティアで参加したものであり、アルバイト代、謝金等の金銭は一切受け取っていないということである。</p> <p>また、被通報者は、①本件イベントの参加者は 1 名であり、上記友人と共通の知り合いであったことから、参加費用は徴収していない、②仮に参加者がもっと多かったとしても、自分はいくまでボランティアであったので、上記友人との間で参加費用等を分配することはなかった、③会場使用料や材料費は全て上記友人が負担し、交通費だけが自己負担であったと説明している。</p> <p>(3) 被通報者の上記説明については、それらを裏付ける客観的資料は存しない。</p> <p>もっとも、本件イベントが開催された場所は、(通報内容にあるような) 店舗ではなく、民間のレンタルスペースであり、その収容人数も 6 名?8 名程度である。そのため、仮に本件イベントが盛況を見たとしても、せいぜい一人当たり 500 円の参加費用に、最大 3,000 円×3 名の施術料を徴収し得るというにとどまり、会場使用費 (1,100 円×4 時間)、エッセンシャルオイルの材料費その他の実費をまかなえる程度のものでしかないと思料される。そのため、本件イベントの開催及び運営が無償のボランティアであったとする被通報者の上記説明は、必ずしも不自然・不合理なものとはいえない。</p> <p>(4) よって、本件イベントの開催及び運営は、報酬を得て事業又は事務に従事するものとはとはいえず、被通報者に関して、地方公務員法 38 条 1 項及び貴市職員服務規程 11 条 1 項の違反は認定できない。</p> <p>3 その他</p> <p>本件に関する事実認定及び判断は、上記のとおりである。</p> <p>もっとも、今後も同種の事案が持ち上がる可能性は否定できないため、営利企業等に従事する場合の貴市職員服務規程 11 条 1 項による規律(「営利企業等従事許可申請書」を提出等)について、貴市職員へのさらなる周知を図ることが望まれる。</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。